

4 人権の基本理念

(1) 人権の普遍性・日常性

人権は、不当な差別を受けている人たちだけに関わるのではなく、私たちすべての人間に関わるという普遍性を有しています。

例えば、私たちは、テレビ、ラジオや新聞などからいろいろな情報を得、それによって自分たちの生活に必要な判断を下しています。これは、「知る権利」と呼ばれる人権を行使しているのです。

一方、人権は普遍性と同時に、きわめて身近なものであるという日常性も有しています。前述の「知る権利」は毎日の生活に直結しています。また、私たちは仕事をして収入を得、それによって毎日の生活に必要な物資を買っています。これは、「財産権」とか「勤労の権利」という人権を行使しているわけであり、これらの人権なしには、私たちの日常生活は成り立ちません。

このように、人権は県民誰もの身近な権利であり、人権尊重の社会づくりに関する県の取り組みはそのことを前提として進められなければなりません。

(2) 人権の平等性

人権はすべての人間に対して同じように保障されなければなりません。

世界人権宣言の第1条は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定しており、条例の前文も「私たち一人ひとりとは・・・社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく」とうたっており、個人の性や人種、出生などのように、その人自身の意思や努力で変えることのできない事実を根拠として、人権の享有に差別を設けることは許されません。

したがって、県がいろいろな分野で決定する政策やそれを実現するための具体的な施策は、すべての県民の人権の平等性を保障するものでなければなりません。

(3) 個人の尊重

人権は一人ひとりの個人の尊重に根差すものでなければなりません。

条例の前文にあるとおり、「私たち一人ひとりとは、様々な個性をもったかけがえない存在であり・・・個人として尊重されなければならない」のです。生命や身体の不可侵・安全の保障というもっとも基礎的な人権は、人権がもともと個人のも

のであることを当然の前提としています。また、「(2) 人権の平等性」は、差別を禁じていますが、この禁止も結局は、個々人の人権が保障されて初めて意味を持つわけです。そして、一人ひとりがその個性を発展させているいろいろな可能性を追求することは、結果として社会全体の可能性を高め、社会に属するすべての人々にその発展の恩恵をもたらすことにつながります。つまり、県が県民一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす施策を採択することは、県全体の可能性を拡大し、県民すべてに効果をもたらすと言えます。

(4) 多元社会と共生

人権は様々な個性を持った個人がその人らしく生きる権利と言えます。様々な可能性を発展させることによって、多様性にみちた社会を生み出し、その中でいろいろな人たちが共に生きる状況をつくりだします。条例の前文は、「私たち一人ひとは、様々な個性をもった・・・存在であり」とうたうとともに、「一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない」とうたっています。このことは、前述のように、県民一人ひとりの個性を伸ばすことにより、県全体の可能性が拡大し、県民すべてに効果をもたらすことにつながります。そのためには、県民のあいだで多様性が承認され、それに基づいた多元社会が実現し、その中で県民が共生していくことが必要です。

(5) 人権の義務的性格

人権は権利としての性格と並んで、義務としての側面を併せ持っています。前述のとおり、人権は私たちみんなの身近な権利であり、平等に適用され、一人ひとりの個人を尊重し、その個性を伸ばすことを保障します。しかし、人権は国や自治体から与えられるものではなく、国や自治体を構成する個々人の絶えまない努力によって、初めて実現可能となることを忘れてはなりません。

世界人権宣言の第28条は「すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する」と規定していますが、それに続く第29条は「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う」と規定して、人権が尊重される社会づくりの最終的な責務が実は私たち一人ひとりにあることを明らかにしています。同様に、日本国憲法第12条も「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定しています。条例の前文が「現在および将来の世代にわたり、・・・人間としての尊厳が保障され、

すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である」とうたっているのも、同じ趣旨です。

さらに、条例の前文は「私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている」とうたって、個人の人権の行使には他の個人の人権の尊重という制約を伴うことを明らかにしています。